湖 福 第 2 号 令和6年(2024年)4月12日

行政事務取扱委員 様

湖南市長 生 田 邦 夫 ( 公 印 省 略 )

避難行動要支援者名簿および個別支援プランの提供について(依頼)

平素は、本市福祉行政に格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では災害から身を守るために支援が必要な人(避難行動要支援者)の名簿を作成し、個別計画の作成を進めております。個別計画は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときに要支援者を誰がどのように避難支援するかを、地域の特性や実情を踏まえつつ安全に避難できるよう具体的に計画するものであることから、区・自治会や民生委員の方々など地域の皆様のご協力をお願いするところです。

つきましては、各行政事務取扱委員様にはお渡しさせていただく時点での最新の名 簿および個別支援プラン (計画未作成者含む) を提供いたしますのでご確認いただく とともに、未作成や空欄箇所のある個別支援プランについては記載していただき福祉 政策課までご提出いただきますようお願いします。作成済の個別支援プランについて も年1回修正箇所がないか確認いただき、修正していただいた場合は福祉政策課まで ご提出いただきますようお願いします。(名簿提供及びプラン作成を依頼させていただ く対象者には、あらかじめ市から避難支援関係者 (地域等) への個人情報の提供およ びプラン作成にあたって訪問等をされることへの同意をいただいております。)

また、民生委員・児童委員様にも同様のものを後日提供させていただくことを申し 添えます。

問い合わせ先

湖南市健康福祉部 (東庁舎)

福祉政策課 福祉総務係 岩本・高原

TEL 71-2327

FAX 72 - 3788

Mail fukusei@city.shiga-konan.lg.jp

令和6年度避難行動要支援者名簿(以下「名簿」)と個別支援プラン(以下「プラン」) の受渡しについて

第1回 代表者会議 福祉政策課:最新情報の名簿とプラン(様式)を提供行政事務取扱委員様:今まで受領した名簿とプランを全て返却

第2回 代表者会議

第3回 代表者会議 福祉政策課:最新情報の名簿と新規の名簿登録者がある場合は プラン(様式)も提供

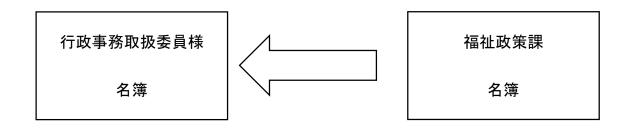
行政事務取扱委員様: 作成したプランを提出

福祉政策課:最新情報の名簿と新規の名簿登録者がある場合はプラン(様式)も提供

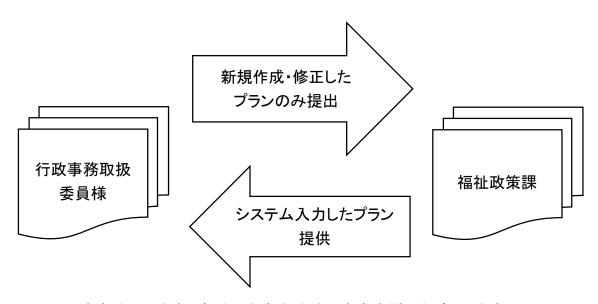
行政事務取扱委員様: 作成したプランを提出

•

- 1. プラン未作成や空欄箇所のある方については、できる限り次回の湖南市地域代表者会議までにプランを作成し福祉政策課へ提出していただきますようお願いします。(随時受付けます)
- 2. 湖南市地域代表者会議の際、今までの登録者に加え、新規登録者、死亡、転出、 施設入所等を反映した最新情報の名簿を福祉政策課から行政事務取扱委員様へ お渡しいたします。
- 3. 第2回代表者会議以降の名簿提供については、前回から掲載者情報の変更があった場合のみ最新の名簿をお渡しさせていただきます。



湖南市地域代表者会議ごとに最新の名簿をお渡しします。



随時受付けます。直近の湖南市地域代表者会議でお渡しします。

<参考>「避難行動要支援者(個別支援プラン)の作成について」

#### 個人情報提供同意確認から名簿作成の流れ

住民基本台帳情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、 療育手帳情報、介護認定受給者情報を基に、「避難行動要支援者リスト(す べての対象者)」の作成



「避難行動要支援者リスト」の中から個別支援プラン策定対象者を抽出し、その年度に新たに対象となった人および前年度不同意の人への同意確認

- ○同意書の提出あり
  - ⇒ 避難行動要支援者名簿へ登録し、平常時より区・自治会、民生 委員等と情報を共有
- ○同意書の提出なし(不同意の意思表示あり)
  - ⇒ 避難行動要支援者リストには登録し、災害時のみ区・自治会、 民生委員等へ情報を提供



区・自治会、民生委員等へ避難行動要支援者名簿を提供し、個別支援プランの作成を依頼(同意者のみ)



作成済(変更・修正分を含む)の個別支援プランを提出 (行政事務取扱委員様⇒福祉政策課) 行政事務取扱委員様から提出された個別支援プランをシステムに入力

### 個別支援プランの作成について

要支援者本人が提出した個別支援プランや面談を基に、個別支援プランの作成をお願いします。

個別支援プランの作成は、「どのような支援が必要か」「避難経路は」「避難支援に必要なものは」などを記入することにより具体的な支援を行うことを目的としています。個別支援プランは避難の一助となるものですので、可能な範囲で作成をお願いします。

### 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿とは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、 市に作成が義務付けられたもので、高齢であったり障がい等のために災害時に 自力での避難が難しく、避難に特に支援を必要とする人で、家族等による必要 な支援を受けることができない人(施設等に長期に入所している方は対象にな りません。)を登録するものです。

この名簿を区・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や消防署等の 避難支援等関係者に情報提供することで、いざという時に円滑かつ迅速な避難 支援や安否確認を行っていくことを目的としています。

### 名簿等の取り扱いについて

登録名簿等につきましては、下記(1) $\sim$ (4)の点に注意の上ご活用いただきますようお願いします。

- (1) この名簿は、要支援者の災害時の支援および日頃の見守り活動にご活用ください。
- (2) 名簿の保管には十分注意していただくとともに、関係者のみでの情報共有としてください。
- (3) 役職を交代されたときは、後任の方に確実な引継ぎをお願いします。
- (4) 名簿の更新や、保管の必要がなくなった場合は市へ返還してください。

## 個別支援プラン (個別計画)

要支援者同意

■情報記載日 平成29年 5月22日 No. タイヘイ ヨウタロウ フリガナ 昭和16年 4月18日 牛年 性别 男 太平 洋太郎 月日 (76歳) 〒889-1111 日向市永江 写真は必須では 住 所 〒889-1111 日向市美々 現住所 ありません 電話 0982-XX-XXXX 携帯 090-XXXX-XXXX 血液型 A型 E-Mail taiheiyotaro@pacific-system.com FAX 世帯区分 独居高齢者 地区名称 日知屋本郷一永江町1丁目 医療保険 身体区分 認知症 自治会 永江町1丁目自治会(藤川 太郎) 後期高齢 民生委員 民生 太郎 防災組織 都町防災組織(都 蝶々) 見守区分 必要 福祉専門員 永江 圭子 担当課 総務課 緊急通報 有 対象要件 口 高齢者 □ 障がい者 □ 難病患者 口 乳幼児 □ 妊産婦 口 外国人 口その他 口介護保険 □車椅子利用 □杖利用 □日中一人暮らし □介護保険利用希望者 拡張項目 □介護保険利用者 ■ 配食サービス利用者 [特記事項] 耳が遠いので、なるべく訪問して連絡してください。 補聴器あり。 身体障がい 手帳番号 等級 交付日 喪失日 知的障がい 手帳番号 程度 交付日 喪失日 精神障がい 手帳番号 等級 交付日 喪失日 〇〇ケアプランセンター 電話 0982-XX-XXXX ケアマネ 原 良子 居宅介護 支援事業所 日向市大字 要介護度 認知症自立度 被保険者番号 1 太平 洋一郎 続柄夫 性別 男 生年月日 昭和42年12月28日 (49歳) 携帯 2 男 生年月日 昭和11年 7月16日 (80歳) 世 続柄 子の妻 性別 携帯 伊勢ヶ浜 明 帯 3 伊勢ヶ浜 邦彦 続柄 子の夫 性別 生年月日 昭和46年 5月 7日 (46歳) 携帯 構 江良 君代 4 続柄 妹 性别 女 生年月日 昭和11年 3月15日 (81歳) 携帯 (5) 江良 香奈子 続 柄 近隣者 性別女 生年月日 昭和22年 3月15日 (70歳) 携帯 1 緊 特に把握したい項目です 急時の 2 緊急時の連絡先:(例)避難行動要支援者の状況を伝える必要がある方 連 (親戚など) 絡 3 安否連絡 安否連絡 特に把握したい項目です 協 力員 安否連絡者:(例)ふるさと防災チームで安否確認の役割を担う方 近隣住民 近隣住民:(例)避難行動要支援者が避難する際サポートする方 1 2隣 住民

## 個別支援プラン (個別計画)



lala	14.0							知度本郷一水江町   ]	日			
		医療機関名	〇〇病院	電話	0982-X	(-X) (仮)	(例)					
かかか	1	治療中疾患			、用量の注意		( ) 4/	め、歩行補助	功			
りつ		医療機関名	〇〇整形外科医院		電話	0982-X	0982-XX-XX 引きこもりのため、避難の			声かけ 仕		
けの医療機関	2	治療中疾患	膝痛		、用量の注意		き添い	き添いが必要(精神障がい児者 合、歩行可能、運転可能の方も				
機器		医療機関名	電影					らっしゃいます)				
関	3	治療中疾患			、用量の注意			(( &))				
		に必要と 援の内容	!	特に打	巴握	した	い項目	です				
	風水害時		永江公民館		電話	0982-XX-XXX	X 収容人数	座標	0			
避	震災時永江児		<b>〈江児童公園</b>		電話	0982-XX-XXX	X 収容人数	座標	0			
避難場						電話	==	収容人数	座標			
所		3 P. S. B.				電話		収容人数	座標			
						電話		収容人数	座標			

【情報伝達での留意事項】

避難時優先度

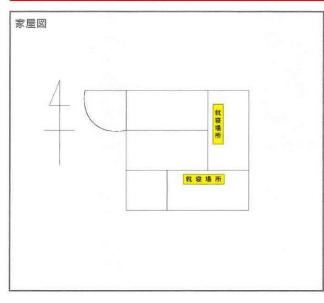
特に把握したい項目です(例)手話通訳必要 筆談必要

【游難誘導時の留意裏項】

特に把握したい項目です(例)目を離すと違う場所に移動してしまう

【避難先での留意事項】

## 特に把握したい項目です(例)補聴器の電池が必要





# 避難行動要支援者名簿

2020. 04. 24 17:10

1	1	1	1	0
(	1	/		

No	対象者	登録者名	世帯区分	電話番号		/ <del>-</del> ==		地区名称	民生委員	緊通	情報記載日	台帳	同
NO.	番号	生年月日(年齢)	身体区分 携帯者	携帯番号		任所標	1 地区石林	<b>戊主安</b> 貝	通	1月和10年10日	帳	意	
4	F				〒520−	湖南市					今 1年10日 1日	+	同
el e							0				令 1年10月 1日	支	意

【印刷条件】 日付判断:現在の出力日 年齢範囲:0歳 ~ 999歳 登録日範囲:日付なし~令和 2年 4月30日 地区範囲:001-001 ~ 999-999-999 対象者範囲:1 ~ 99999999 参照住基:すべて <sup>8</sup> 台帳判定:要支援者 同意判定:同意 緊急通報判定:すべて 改頁区分:小地区

## 避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」)・ 個別支援プラン(以下、「プラン」)作成 Q&A

- Q1. 個別支援プランを作成する根拠は何か。
- A1. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(H25.8 内閣府)が根拠となっています。
- Q2.プランの作成は誰から誰に依頼されるものなのか。
- A2. 市が各区(自主防災組織)に作成を依頼させていただくものです。
- Q3. どのような方が名簿に挙がっているのか。
- A3.別紙「湖南市避難行動要支援者名簿作成にかかる個人情報提供の同意について」に記載されている条件で抽出され、かつ、情報提供同意確認書に「同意」で返信いただいた方です。
- Q4.プラン作成対象者の世帯状況はどのように把握しているのか。
- A4.住民基本台帳情報の「世帯番号」を取得し、把握しています。対象者と同一住居に住んでいながら世帯を分けている場合や、前住所から住民票を移していない転居者が対象者と同居している場合は、提供させていただいた世帯情報と、生活実態が合わない場合もあります。
- Q5.同居者がいる場合はプラン作成対象者から外れるのか。
- A5. 現時点では、「世帯条件」を設けているため、原則 75 歳未満の障がいをお 持ちでない方や、介護認定を受けていらっしゃらない方などが同居している 場合は、同意確認の対象外とさせていただいております。

ただし、最終的には「世帯条件」を無くすことから、同居者がいる「同意者」についてもプランの作成をお願いするとともに、引き続き名簿に記載させていただくことをご承知ください。

- Q6. なぜ湖南市ではプラン作成対象者の抽出に世帯条件が設けられているのか。
- A 6. 障がいをお持ちの方や要介護認定を受けている方であれば、世帯条件に関わらず避難することが困難であると想定されますが、その中でも特に困難が予想される方からプランを作成することを目的として設けさせていただいています。今後プラン作成の進捗により世帯条件は無くしていきます。

- Q7. 区未加入の人もプラン作成をしなければならないのか。
- A7. 未加入の人についてもプラン作成をお願いするとともに、対象者の方に地域とつながりを持っていただくことで平常時の見守りや災害時の避難の助けとなることを認識していただき、区加入の機会としていただきますようお願いします。
- Q8.協力員欄には行政事務取扱委員や民生委員・児童委員の名前を入れないといけないのか。
- A8. 風水害など、ある程度先を見越して災害対応ができる場合は、行政事務取扱委員さんや民生委員・児童委員さんが動ける場合もあるかと思いますが、地震など突如の発災の場合には、複数人のプラン作成対象者に対応することは困難になると予想されます。このため、近隣の協力者を見つけ記入していただくことが理想と考えています。
- Q9.プランは毎年提出しなければならないのか。
- A9. 既にプランを作成していただいた方については、変更点が無ければ提出していただく必要はありません。
- Q10. 名簿の人員が変更となるのはどのような場合ですか。
- A10. 減るときはプラン作成対象者が、亡くなられた場合、区域外や市外へ転出した場合です。増えるときは新たに同意者が増えた場合です。
- Q11. 名簿記載者が施設入所や病院へ入院した場合はどうしたら良いか。
- A11. 状況を把握次第、お手数をおかけしますが行政事務取扱委員さんから福祉 政策課までご連絡いただきますようご協力をお願いします(電話で結構で す)。
- Q12. プラン作成対象者が亡くなられた時や転出した場合は福祉政策課に連絡しなければならないか。
- A12. 住民基本台帳情報とシステム連携しており各種届を把握することができる ため、連絡していただかなくても問題ありません。

- Q13. プランの全項目を埋める必要があるのか。最低限必要な情報は何か。
- A13. プランの作成手法については、市で把握している情報及び本人・家族によって記入されたプランを基本として、未記入の部分や実際の支援を想定した場合において、さらに情報が必要と思われる部分等を地域の支援者が補足的に記入いただく形で進めていただければと考えています。また、災害に備え「どこに」「誰と」「どのように」避難するのかが重要となりますので、可能な範囲で「避難場所」「避難支援者」「避難方法」についての記入をお願いいたします。
- Q14. 名簿に記載されているすべての対象者に区長が訪問・面談等を行う必要があるのか。
- A14. 現在、名簿に記載されている方は対象者のみ世帯又は対象者と高齢者のみの世帯が中心であり、比較的、支援の必要性が高い方となりますので、可能な限り、プランの作成をお願いしたいと考えておりますが、作成主体は区長様に限らず、民生委員様や自主防災組織として作成いただくことも可能です。また、対象者が多く全員の訪問等が難しい場合は、対象者本人の心身状況に加え、社会的孤立度やお住いの地域の災害リスク等を考慮して、比較的優先度が高いと思われる方から作成いただくようお願いいたします。
- Q15. 区長と民生委員のどちらが主体となってプランの作成を行えばよいのか。 また、区長として関われない自治会未加入の方の場合はどうするのか。
- A15. 作成の主体は必ずしも区長様である必要はなく、上記 Q14 に対する回答のとおり地域の実情に合わせて、関係者と協力のうえ作成を進めていただきたいと考えており、自治会未加入の方については民生委員様が担当するといった方法をとっていただくことは問題ありません。ただし、プランの集約や市への提出は区長様を通じてお願いいたします。

#### 

湖南市健康福祉部長

湖南市避難行動要支援者名簿作成にかかる個人情報提供の同意について

平素は、市福祉行政に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、本市では、災害が発生し避難するときに助けが必要と考えられる人の 名簿を作成しています。また、避難するときに地域で助け合うことを目的とし て、避難支援等関係者の協力のもと、下記の人を対象として「個別支援プラン」 の策定にも取り組んでいます。

「避難行動要支援者名簿」および「個別支援プラン」は、個人情報を含むことから、対象者本人の同意が必要となります。

つきましては、趣旨に賛同いただける人は同封の確認書に必要事項を記入し、 湖南市役所福祉政策課まで提出いただきますようお願いします。

<u>※「同意します」にチェックをつけられた場合は、同封の個別支援プランの</u> 黄色マーカー部分を記入のうえ同意確認書とあわせて返送してください。

※「避難支援等関係者」とは、消防機関、甲賀警察署、民生委員・児童委員、市 社会福祉協議会、自主防災組織その他関係者を指します。

※同意のない人の個人情報については、災害時以外に避難支援等関係者へ提供することはありません。

※同意者には避難支援等関係者が個別支援プラン作成のため訪問させていただきますのでご承知ください。

記

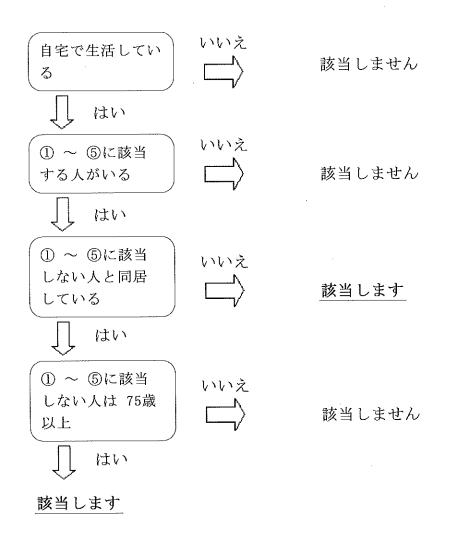
1. 市が定める個別支援プラン策定対象者

生活基盤が自宅にある人(施設に入所されている人は対象外)で、かつ

- ○対象者のみの世帯:次の①~⑤のいずれかに該当する人のみで構成される世帯
- ○対象者と高齢者のみの世帯
  - ・次の①に該当する65歳以上の人といずれにも該当しない75歳以上の 人のみで構成される世帯
  - ・次の②~⑤のいずれかに該当する人と、いずれにも該当しない75歳 以上の人のみで構成される世帯
- ① 要介護認定3~5を受けている人
- ② 第1種身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所持する人 (心臓・じん臓機能障害のみで該当する人は除く。)
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する人
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者

### 下の図を参考に、該当するかどうかご判断ください

- ① 要介護認定3~5を受けている人
- ② 第1種身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所持する人 (心臓・じん臓機能障害のみで該当する人は除く。)
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する人
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者



### 2. 提出期限

令和 年 月 日 ( ) までに、市役所東庁舎の福祉政策課へお 持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

問い合わせ先

湖南市健康福祉部福祉政策課

福祉総務係

Tell: 0748-71-2327/Fax: 0748-72-3788

### 避難支援等関係者への情報提供同意確認書

フリガナ									
氏 名									
生年月日		性	別男	・女					
住 所		-							
避難支援等を必要	□介護保険の認定を受けている	要介護状態区分	<b>}</b> :						
とする事由	□身体障害者手帳	障がい名:(		)等級:					
	□療育手帳	等級:							
	□精神障害者保健福祉手帳								
	□ひとり暮らし高齢者(75歳以-	Ł)							
	口高齢者のみの世帯(75歳以上)								
	│ □難病 (病名:								
	口その他 (支援理 			)					
				An Andrews					
電話番号		FAX番号							
携帯電話番号		メールアドレス							
避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害 発生時における避難行動の際、支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が 前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また 避難支援者は、法的な責任を負うものではありません。  上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命または身体を災害から保護を受けるため に、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等)および障がい名や病名等 を湖南市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、 ※下記のいずれかに ✓ してください。  □ 同意します □ 趣旨を十分理解した上で、同意しません □ 施設(病院)に入所(入院)中です【施設(病院)名: □ プ  ・ 不の他の理由で断ります【理由: ・ (例:子どもと同居している等)									
(3)	※)代理人署名欄:続柄		_ (代理人の氏名	名)					

- ※1 本人が「自署できない」「未成年である」などの場合は、代理人の署名が必要です。
- ※ 同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。
- ※同意者には避難支援等関係者が個別支援プラン作成のため訪問させていただきますのでご承知ください。
- ※ 避難行動要支援者名簿登録にかかる住民基本台帳情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報 療育手帳情報、介護認定受給者情報の更新があった場合、要支援者業務所管課で情報の把握・更新をさせて いただきます。 14